



「ヒト胚に類似した構造」の取扱いに係る調査・検討の方向性について

令和6年3月19日
生命倫理専門調査会

「多能性幹細胞等からのヒト胚に類似した構造の作成等に関する検討」に係る作業部会

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」（平成16年7月 総合科学技術会議決定）において、「ヒト受精胚は、母胎にあれば胎児となり、「人」として誕生し得る存在であるため、「人の尊厳」という社会の基本的価値を維持していくためには、ヒト受精胚を特に尊重して取扱うことが不可欠」とし、「ヒト受精胚を「人」と同等に扱うべきではないとしても、「人」へと成長し得る「人の生命の萌芽」として位置付け、通常のヒトの組織、細胞とは異なり、特に尊重されるべき存在として位置付けざるを得ない」としている。

このことから、「ヒト胚に類似した構造」についても、「ヒト受精胚」との相違点を整理した上で、人になり得る可能性を検討する必要がある。

「ヒト胚に類似した構造」（ヒト胚モデル）は、配偶子あるいは受精卵を経ず、幹細胞等から作成する胚を模したものであり、ヒトの精子と未受精卵が受精して生じるヒト受精胚とは異なるものと位置づけられる。

また、現時点において、ヒト胚モデルは、胚盤胞や着床期以降の胚様の特性を一部示す細胞集団に留まり、マウス等の他の動物であっても、個体産生は報告されていない。そのため、ヒト胚モデルを人の母胎内に移植しても人になり得る可能性を有するとは考えられない。

ヒト胚モデルの研究は、世界的に進展していくことが想定され、将来的な技術の発展により、ヒト受精胚との類似性が高まる可能性があることには留意すべきであるが、人になり得る可能性の検証とは、母胎へ移植し、人の個体産生を試みることであり、そもそも、このような検証を行うこと自体が、科学的合理性を見出すことができず、倫理的にも当然許容されない。

そのため、将来的な研究の進展を想定し、現時点から留意すべき最低限の事項として、「培養期間の決定について」、「個体産生の禁止について」、「ヒト胚モデル作成に供する細胞の同意について」の観点での検討を行うとともに、現行の研究倫理指針での位置づけについて整理を行った。